

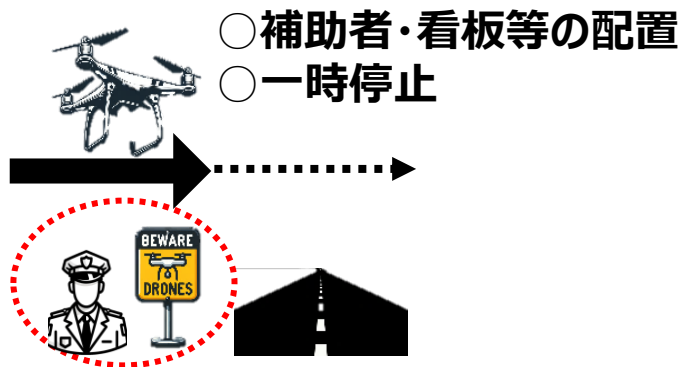
レベル3.5飛行の実現

デジタル技術（機上カメラの活用）により補助者・看板の配置といった**従来の立入管理措置を撤廃**するとともに、操縦ライセンスの保有と保険への加入により、**道路や鉄道等の横断を容易化**する。

事業者の要望

従来のレベル3飛行の立入管理措置（補助者、看板、道路横断前の一時停止等）を緩和してほしい。

（従来のレベル3）

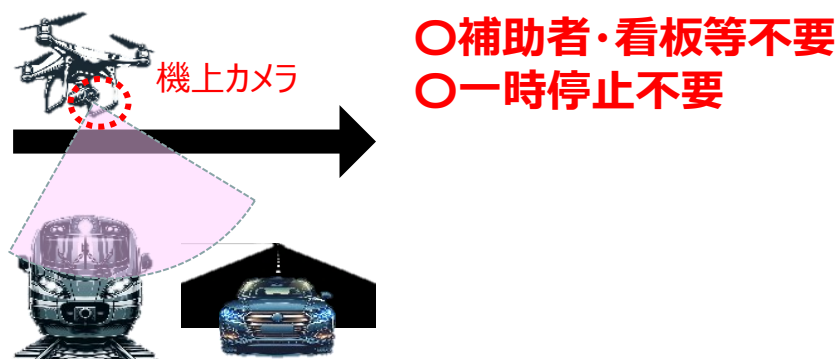


改革の内容

レベル3.5の新設

により、**従来の立入管理措置を撤廃**

- 操縦ライセンスの保有
- 保険への加入
- 機上カメラによる歩行者等の有無の確認



レベル3.5飛行の実施に求められる安全確保体制等

レベル3.5飛行の前提となる要件

レベル3.5飛行の実施にあたっては、特に下記3つの要件への適合が必要です。

- 機上カメラと地上に設置するモニター等の設備により、進行方向の飛行経路の直下及びその周辺に第三者の立ち入りが無いことを確認できることを事前に確認していること
- 移動車両等との接触や交通障害等の不測の事態に備え、十分な補償が可能な第三者賠償責任保険に加入していること
- 操縦者が無人航空機操縦者技能証明(目視内飛行の限定解除を受けたもの)を保有していること

レベル3.5飛行の実施に際し、作成が必要となる資料

レベル3.5飛行は、立入管理措置を実施して行う**従来のレベル3飛行に含まれる飛行形態**であり、飛行承認を受けるにあたっては、**レベル3飛行に必要な要件への適合を示す資料の作成**が必要です。
また、**飛行の安全を確保するための運航条件等を事前に定める必要があります。**

- 飛行に際し想定されるリスクを十分に考慮の上、安全な飛行が可能となる運航条件等を設定した資料
- 無人航空機の機能・性能及び飛行形態に応じた追加基準に関する基準適合状況を示せる資料
- 操縦者にかかる飛行形態に応じた追加基準への適合性について、過去の飛行実績又は訓練実績等を記載した資料
- 飛行範囲、及びその外周から製造者等が保証した落下距離の範囲内を立入管理区画として地図上に示した資料
- 想定される運用により、十分な飛行実績(機体の初期故障期間を超えたもの)を有することを示せる資料

※注: 上記資料は基本的に申請時の提出は不要ですが、許可等の事務処理において国土交通省航空局から求めがあった場合には提出が必要となります。